**平成２８年（フ）第３６号**
愛媛県西宇和郡伊方町河内1930番地
破産者　菊池　博明
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

**平成２８年（フ）第６２１号**
北九州市八幡西区瀬板１丁目13番２―201号（レオパレス幸　A）
破産者　杉村　茂樹
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１９９号**
佐賀市北川副町大字光法1492番地７
破産者　野中　淳司（旧姓中村）
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２０９号**
佐賀市本庄町大字本庄342―７、住民票上の住所佐賀市東与賀町大字飯盛213番地11
破産者　久野　敬子
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１９号**
佐賀県小城市牛津町上砥川152番地、前住所佐賀県小城市牛津町牛津955番地１
破産者　中原　秀樹
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２６８号**
佐賀県鳥栖市本町１丁目947番地３　第２本町マンション203
破産者　渡邉　　元
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３８４号**
宮崎県西都市大字三宅2771番地１　フルハウスコーポ103、前住所宮崎県西都市大字右松717番地８　サザンポート西都210号
破産者　永野　弘樹
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第３９５号**
宮崎市青島３丁目３番10号、前住所宮崎市青島２丁目３番22号　サンシャイン88―101号
破産者　吉永千惠子
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１４号**
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居787番地
破産者　児浦　幸宏
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２８年（フ）第９８号**
鹿児島県薩摩川内市平佐町4977番地18　セントラルハイツ西２、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市大明丘３丁目34番２号
破産者　中島　康宏
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第４７０号**
埼玉県鴻巣市宮地５丁目７番６号
破産者　神成　　裕
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１５４１号**
札幌市西区琴似４条６丁目５番６―206号
破産者　差ケ久保明
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第６１号**
福島県会津若松市行仁町７番16号、前住所福島県会津若松市日新町17番５号　サードニクス・タカハシ２―Ｆ号室
破産者　山口創一郎
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第４５号**
群馬県安中市大谷164番地
破産者　白石　　進
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２７年（フ）第２４４号**
埼玉県入間市扇町屋１丁目９番18号　アネックスヨシザワ201
破産者　内藤　高男
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第４２５号**
埼玉県富士見市水谷東３丁目45番14―108号
破産者　中村　　仁
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３８０号**
静岡市駿河区中島3083番地の１　中島グリーンハイツ東棟301、開始決定時住所静岡市駿河区石部２番11号
破産者　増田伊一郎
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１１８６号**
名古屋市天白区元八事３丁目206番地　浅井マンション206号
破産者　宮脇　俊男
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部